

外国人介護人材

改正入管法が成立

5年で最大6万人受け入れ

外国人を働き手として受け入れる改正出入国管理法が8日未明、参議院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。新たな在留資格として「特定技能1号、2号」を創設し、介護など深刻な人手不足の業種で受け入れる。政府は2019年4月の導入を目指し、制度の詳細を詰めていく。



参院法務委員会で答弁する安倍首相

安倍晋三首相は6日の参院法務委員会で「現下の深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を真に必要な分野に限って受け入れる」と改めて制度の趣旨を説明した。改正法では、分野ごとに「1号」として日本語と技能の試験の合格者に「1号」資格を与える。在留期間は5年で家族は帯同できない。さらに熟練した技能の試験に合格すれば「2号」に移行できる。在留期間は更新可能で家族の帯同も認められる。技能実習の修了生は1号試験が免除される。

間でも最大34万5000人を見込む。介護は最大6万人と試算され、14業種の中で最も多い。また法務省入国管理局を格上げし、出入国在留管理庁を新設。外国人の在留管理や受け入れ企業の指導・監督を行う。政府は年内に、受け入れの基本方針を策定し、所管省庁が受け入れ分野ごとに運用方針を定める。受け入れ業種や試験内容を含む制度の細部は法務省令などに委ねられるため、改正法の施行前に制度の全体像を国会に示すともしている。

(榎戸新)

人材確保へ体制整備

厚労省 介護現場革新会議が発足

厚生労働省は11日、介護保険施設の事業者団体と協力して、人材の確保や有効活用などを立ち上げた。各団体の取り組みを強化するから意見や提案を受け「介護現場革新会議」で集約したものを「介

護現場革新プラン」としてまとめ、2019年度に各地域で試験的事業を行う。会議の冒頭、根本匠・厚労大臣は、介護二

現場の英知を結集してほしい」と要請した。プランには人材の確保や有効活用、業務の効率化、職員負担の軽減、介護業界のイメージ改善につながる取り組みを盛り込む。具体的には、介護の専門性のある業務とそ

うでない業務の切り分け、掃除や配膳などを元気な高齢者が担う「介護助手」の活用、ロボット・ICT(情報通信技術)による介護記録の省力化のほかに、介護福祉士養成校の入学希望者の増加、え19年度に施設の好実例を収集し、全国数カ

(榎戸新)

所での試験的実業を実施する。

なお会議の委員は、全国老人福祉施設協議会、全国老人保健施設協会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性期医療協会、日本医師会の5団体。